

NO&T Client Alert

2020 年 4 月 22 日号

1. 新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた

定時株主総会延期の選択肢

弁護士 田子 弘史

2. バーチャル総会の実現に向けて

弁護士 濱口 耕輔

1. 新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた定時株主総会延期の選択肢

はじめに

新型コロナウイルス感染症の流行・拡大に伴い、4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、さらに16日には全ての都道府県にその対象が広がられた。新型コロナウイルス感染症が拡がりをみせる中で、3月に決算期を迎えた多くの企業が、感染症拡大防止の観点から、その定時株主総会の開催方法や議事運営に関する留意点の洗い出しを急ピッチで進めているものと思われる。加えて、現在進行中の決算業務や監査業務において、これに従事する関係者の健康と安全確保に十分配慮する必要があることから、決算・監査業務を例年どおりのスケジュールで進めることが困難となり、想定される時期に定時株主総会において計算書類・連結計算書類・事業報告等の報告、会計監査報告・監査報告（「決算報告等」と総称する）を行うことができない場合の対応についても検討する必要があるが生じている企業もあるものと思われる。このような状況を踏まえて、本来であれば今年6月に予定されている定時株主総会の開催を延期する方法についての選択肢を紹介したい。

定時株主総会を単純に延期する方法

1. 概要

例年であれば6月に開催されている定時株主総会について、その開催時期を決算報告等が完了する時期に合わせて延期するものである。後に紹介する「二段階方式」との比較で、本稿では「単純延期方式」と呼称したい。

会社法は、株式会社の定時株主総会について、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならないと規定しているが（会社法296条1項）、事業年度の終了後3ヶ月以内に定時株主総会を開催することを求めているわけではない。また、多くの会社において定款で定時株主総会の開催時期に関する定め（定時株主総会は毎年6月に招集するといった定め）が設けられていると思われるが、この点につき、法務省は、天災その他の事由によりその時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じたときまで、その時期に定時株主総会を開催することを要求する趣旨ではないとの見解を公表しており、合理的な解釈であると考えられる¹。

冒頭で紹介したように、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大・流行に関して、感染症拡大防止という理由に加えて、決算業務や監査業務に従事する関係者の健康と安全を考慮して決算・監査業務を進捗させる必要があるところ、例年どおりに準備を進めることが困難となるということであれば、無論、各会社に関する個別具体的な事由や遅延の程度等にもよるが、合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるものと考えられる。

¹ 法務省ウェブサイト「定時株主総会の開催について」（令和2年4月17日更新）http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html

2. 留意点

(1) 基準日に関連する諸問題

多くの3月決算の会社の定款では、事業年度末である3月末日を定時株主総会の議決権行使の基準日としているものと思われるが、当該基準日から3ヶ月以内に定時株主総会を開催できないときは、議決権行使のための基準日を新たに定めた上で公告する必要がある（会社法124条3項）点に留意が必要である。また、期末配当についても、事業年度末である3月末日を基準日とする定款の定めを設けている会社もあると思われるが、とりわけ期末配当に関して株主総会の決議が必要な会社において、その基準日株主に剰余金の配当をするためには、当該基準日から3ヶ月以内の日を効力発生日とする剰余金の配当にかかる株主総会決議（会社法454条1項等）をする必要がある点にも、単純延期方式の場合には留意が必要である²。

(2) 役員の任期等

通常、会社の役員の任期は、会社法332条等の規定に倣い「選任後●年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで」と定められているケースが多い。上記1.にて検討したように定時株主総会を合理的な期間だけ延期するべき必要性が認められる場合は、改選期を迎える役員についても、延期された定時株主総会において新たな役員が選任されるまでの間任期継続となるものと考えられる。例年であれば、6月の定時株主総会で役員の改選がなされ、これに基づいて新たな業務執行体制に移行することを企図している会社もあると思われるが、単純延期方式の場合で、とりわけその期間が比較的長期となる場合には、今後の業務執行体制の移行を迅速に行うことに対する制約になる可能性も考慮することになるように思われる。

3. その他

その他の事項については概ね通常の定時株主総会と同様の手続に則って進めれば足りると思われるが、定時株主総会期日の変更に伴う会場の確保等の実務上の課題が考えられる。また、定時株主総会を開催することで多くの人数が集合することによる集団感染を防止するために様々な工夫をしなければならないことは、予定どおり6月に定時株主総会を開催する場合と同様である。

継続会を利用した二段階方式

1. 概要

この二段階方式は、概ね、(A)当初予定していた6月に定時株主総会をいったん開催し、(i)当初期日の株主総会（「当初期日会」）に出席する株主に、決算報告等に関しては後日開催する「継続会」にて別途報告するべく、続行の決議について承認を得るとともに、(ii)当初期日会では役員選任等の株主による議決権行使が必要となる議案についての審議のみを行い、さらに、(B)後日、継続会を開催して決算報告等を行う方法である³。

このような継続会を利用した二段階方式は、上場会社の過去の事例としても年に数件あるかないかという状況であり、必ずしも一般的とは言えるものではない。もっとも、金融庁を事務局とし、日本公認会計士協会、企業会計基準委員会、東京証券取引所及び日本経済団体連合会を構成メンバーとする「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」が2020年4月15日に出した声明（「本声明」）の中で、このような手法による定時株主総会の開催方法が示唆された⁴。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響下でこのような二段階方式を利用する場合の留意点について解説したい。

² なお、定款で定めた事業年度末日の株主に対する配当はせず、異なる日を剰余金の配当の基準日と定め、当該基準日株主に剰余金の配当をすることも可能であり、その場合には、剰余金の配当の基準日を改めて定めた上で公告する必要がある。前掲脚注1に掲載した法務省のウェブサイト参照。但し、このような配当を行う場合には事業年度末時点での株主に対して期末配当を行うことができなくなるという問題がある

³ 二段階方式についても、具体的な状況に応じて様々な進め方が考えられるが、本稿ではこのような進め方をモデルケースとして紹介し、検討したい。

⁴ <https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200415/20200415.html>

2. 二段階方式の法的な性質と許容性

この二段階方式は、当初期日会において、株主総会における続行の決議（会社法 317 条）を得ることにより当初期日会と同一性を確保しつつ、継続会を後に開催するものである。例年どおりの 6 月に当初期日会が開催されるものの、実際に同定時株主総会が終了するのは継続会の終了時ということになる。したがって、二段階方式を採用する場合にも、6 月中に定時株主総会を完了することができないという点において、定款の定めと齟齬をきたすケースも生じてくると思われる。しかし、前記単純延期方式が許容されることからすれば、このような二段階方式が許容されない理由はないと思われる。もっとも、当初期日会と継続会との期間がどの程度空くことが許容されるかについては別段の検討が必要であり、後述する。

3. 具体的な進め方と留意点

（1）当初期日会における継続会開催の決議

継続会は、株主総会における続行の決議によらなければならない（会社法 317 条）が、株主総会による継続会開催の決定は、株主総会の議事運営に関する事項の決定であるから、株主総会に出席した株主のみによって決定することができる。したがって、会社に提出されている議決権行使書面及び電磁的方法による議決権行使は、継続会開催の可否の決定に際しては、賛否のいずれにも算入しない。また、継続会の日時・場所については、当初期日会で決定できれば同決議の内容に含めればよいが、具体的に決めることができない場合には議長に一任することが許されると解されている。実際には、当初期日会の時点で、決算報告等のタイミングがある程度具体的に見えてきたもののまだ最終的には確定できない等の事情により、継続会の日時を特定できないケースなどが考えられる。継続会を開催した過去の事例でも議長に一任するケースもあったようである。

（2）当初期日会及び継続会それぞれの審議対象

各会社をとりまく個別具体的な状況にもよるが、本声明においても述べられているとおり、原則として、株主の議決権行使が必要となる事項については当初期日会における審議の対象とし、継続会では決算報告等のみを行うものとして整理しておく方が無難と考える。継続会を行う主たる理由が決算・監査業務の遅延である場合には関連する事項のみ継続会での報告の対象とすることがより合理的であると思われる。過去、通常の定時株主総会の時期に決算報告等が間に合わないケースのほとんどにおいて、当初期日会と継続会との審議対象をこのように整理していたようである。

（3）招集通知関連

当初期日会と継続会とのそれぞれにおける審議対象について前記（2）のとおり整理するのであれば、当初期日会の招集通知として、会社法所定の規定にしたがって、当初期日会における決議事項についての議案（関連する参考書類及び議決権行使書面）を送付する。また、継続会を開催した過去の事例では、同招集通知に会議の目的事項として報告事項が含まれることを記載した上で、継続会開催についての審議を行うこと、継続会の対象となる事項、継続会を開催するに至った経緯等に触れているものが多い。継続会開催についての審議に関する事項等は、法定の要件ではないものの、株主に対する説明として招集通知において触れておくことが望ましいものとする。

決算報告等に関する事項は、本来であれば会社法 437 条の規定に基づき定時株主総会の招集通知に際して提供されるべきものであるところ、当初期日会の招集通知に含めることができないことが想定されるから、継続会の開催通知を別途送付するとともに、会社法 437 条の規定に基づき提供すべき決算報告等に関する書類を提供すべきである（可能なものについては WEB 開示も考えられる）⁵。

⁵ 継続会の開催についてはあらかじめ招集手続を行う必要はないと解されており、法的には継続会開催のための招集通知を送付する必要はない。もっとも、継続会を開催した過去の事例では、決算報告等に関する書類の提供を含め、実質的に招集通知に準じる通知を送付しているようである。

(4) 当初期日会と継続会との間の期間

継続会が当初期日会と同一の株主総会として認められるためには、講学上、時間的近接性を必要とし、その期間は株主総会招集通知を事前に発送する期間を参考にして2週間以内とする見解が有力である。もっとも、決算・監査業務が完了しなかったことを理由に決算報告等を継続会の対象とした過去事例に限っていえば、概ね1ヶ月前後の間において継続会が開催されている事例が複数存在する。継続会において決議事項（議決権行使）がなく、報告事項のみの審議ということであれば、より長い期間を置いたとしても株主の利益に実質的な影響は少ないと考えられるが、具体的にどの程度の期間を置くことができるかについては個別具体的な事情も踏まえ慎重な検討を要すると思われる⁶。

(5) 基準日に関する問題

本稿執筆の際に参照した過去の事例の多くは、株主の議決権行使の対象となる議案の全てを当初期日会に上程している。

当初期日会と継続会とは同一の株主総会であると法的に考えられているので、当初期日会が当初の予定どおり6月中に開催されるのであれば、継続会における議決権行使についても事業年度末日を基準として確定された株主によることが認められるというのが原則的な考え方であろうが⁷、実際に継続会で決議事項を上程する場合には慎重な検討を要する。

両者の比較概要

二段階方式の場合には、単純延期方式のような基準日再設定が不要となり、また、当初想定されていた6月に定時株主総会をいったんは開催して株主による決議が必要な議案を審議できる点にメリットがある。しかし、実際の開催は2回必要となるので、会場の確保等に手間と費用が生じる。また、実務の蓄積が必ずしも豊富でなく、各社の個別具体的な状況に応じた判断が必要となる論点が生じる可能性がある。

単純延期方式は、時期をずらすだけで二段階方式にまつわる実務手続遂行上の不明確さを回避しながら進めることができ、手続としては単純明快である。ただ、基準日再設定にまつわる問題が残り、また、例年であれば6月の時点で行われていた決議事項についての審議も合わせて遅延することとなる。

最後に

本稿執筆時点では、新型コロナウイルス感染症はさらなる拡大を見せており、残念ながら収束についての見通しがたっておらず、いったん感染拡大が小康状態になったとしても二次的な感染拡大も念頭に入れた準備・対応をする必要があると思われる。例えば、株主が実際に来場しなくとも株主総会の状況にアクセスできるように株主総会の同時中継を導入する、株主には議決権行使書やインターネットによる議決権行使とともに、インターネットによる株主総会の視聴を促す、徒に長時間の議事とならない運営を工夫する、実際の会場についてはいわゆる「三密」とならないような会場設営・株主入場、着席の工夫をする等様々な検討が必要であることは定時株主総会を延期する場合でも変わらない。

末尾になるが新型コロナウイルス感染症に罹患された方々にお見舞いを申し上げ、また、同感染症流行の一刻も早い収束を願ってやまない。

⁶ なお、当初期日会と継続会との間に連続性・同一性が認められない程度に期間があく場合には、継続会として開催されるべきであった後の会議は、別個独立の株主総会として開催されるべきであろう。筆者が確認した限りでは、そのような過去の事例が1件存在する。具体的には、継続会の開催を中止し、基準日設定を含めた招集手続を行った上で臨時株主総会として開催し、決算報告等を行ったものである。

⁷ 講学上もこのような考え方が有力であるが、それは当初期日会と同一の株主総会であると認められる継続会の間の期間が2週間以内であるとの見解とも関係しているものと思われる。

[執筆者]

**田子 弘史**（弁護士・パートナー）

hiroshi_tago@noandt.com

M&A取引を軸に企業活動に生じる様々な問題の解決に従事。M&A取引そのものは勿論のこと、合併の組成・解消に関する交渉・助言、付随する競争法対応、投資先・主要取引先の管理や破綻に伴う処理、これに伴う不祥事対応、経済事犯等、そして、クロスボーダーの性質を持つ案件など。「問題解決のジェネラリスト」として、リソースフルで多角的な助言でマネジメントの意思決定を強化し、依頼者の活動をサポートすることを信条とする。

[執筆協力]

玉井 裕子（弁護士・パートナー）

yuko_tamai@noandt.com

岡野 辰也（弁護士・パートナー）

tatsuya_okano@noandt.com

2. バーチャル総会の実現に向けて

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大が終息の兆しを見せない中、6月総会の準備を進めるにあたり、株主が会場に来場しなくても株主総会の状況を同時に把握できるよう、インターネットを利用した株主総会の実施を検討している会社も少なくないと思われる。現に、インターネットによる株主出席を認めることを前提に株主総会を実施している事例も散見される。そこで、本ニュースレターは、そのようなインターネットを利用した株主総会に係る実務上の課題と留意点を説明する。

出席型バーチャル総会の課題と留意点

1. 参加型と出席型のバーチャル総会

インターネットを利用した株主総会（以下「バーチャル総会」）の実施については、経済産業省が2020年2月26日に公表した「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」（以下「実施ガイド」）⁸で、参加型と出席型に分けて論点が整理されている。参加型においてバーチャル総会に参加する株主は、株主総会に「出席」するものではないため、株主総会の場で議決権を行使したり質問をしたりすることは基本的に想定されない。そのような株主は、株主確認を経た上、特設されたウェブサイトでストリーミング配信される中継動画を視聴すること等の方法で株主総会を傍聴することになるが、参加型バーチャル総会を実施する場合、株主総会は物理的会場における株主総会で完結しており、インターネットを利用した株主の「参加」は株主総会に付随するものにすぎないといえる。

他方で、出席型バーチャル総会は、株主が株主総会において、物理的会場における株主と同様に株主総会に出席し、株主総会の場における議決に加わることを目指すものである。その意味で、出席型バーチャル総会は、理論上は、物理的会場における株主総会の少なくとも一部に取って代わりうるものであり、その意味で参加型バーチャル総会と質的に異なるものといえる。以下では、このような出席型バーチャル総会の実務上の主な課題と留意点を概観する。

2. 株主の本人確認

出席型バーチャル総会における株主の本人確認は、あらかじめ株主に通知されるIDとパスワードによるログインを認めることにより行うことが想定されるが、そのような本人確認手法だけでは、株主以外の者が株主になりす

⁸ <https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001.html>

ましてインターネットを通じて株主総会に出席することを阻止できない。実施ガイドでは、このようななりすましの危険が相対的に高いと認められる場合は、二段階認証やブロックチェーンを活用するなどしてより確実な本人確認を行うことも考えられるとされている。もっとも、株主総会会場における株主の本人確認は、議決権行使書面の提示により行い、それに加えて議決権行使書面を提示した者が株主本人であるかどうかまで確認しないのが一般的であり、そこでもなりすましの可能性は当然あるので、委任状勧誘が行われているような係争含みの株主総会はさておき、通常は、インターネットによる出席の局面でその点を殊更問題とする必要はないと思われる。

3. 質問の取扱い

出席型バーチャル総会における株主からの質問への対応方針にはいくつかバリエーションが考えられる。実施ガイドでは、チャット等のテキストで質問を受け付けることを念頭に、議長が株主を指名してから株主がテキストを入力するのではなく、あらかじめ株主が所定のフォームに質問内容を入力した上で会社へ送信し、議長がそれを取り上げて回答するという方法が提示されている。この場合、物理的会場での質問と異なり、議長及び事務局としては、回答する前に準備のための一定の時間を確保できるというメリットもある。このほか、音声通話が可能な場合は、バーチャル出席者が、物理的会場で出席している株主と同様に議長に対して口頭で質問できるようにすることも考えられる。質問への対応については、インターネットにより出席する株主の質問権を不当に阻害しないことを大前提に、各社がそれぞれ技術的に可能な方法を検討することになるが、その運営ルールについては、招集通知やウェブサイトですべて通知しておく必要がある。

4. 動議の取扱い

出席型バーチャル総会において株主から動議が提出された場合の取扱いも検討が必要である。実施ガイドでは、動議が提出された場合、提案株主に対して提案内容の趣旨確認や理由の説明を求めることが必要になる場面が想定されるものの、バーチャル出席者に対してそれを要請することやそのためのシステム体制を整備することには困難が生じる可能性があるとした上、予め株主に対して周知することを前提に、動議については原則として物理的会場で出席している株主のみから受け付けるといった取扱いも考えられるとされている。また、動議の採決についても、システム上、バーチャル出席者を含めた採決に困難が生じることが想定されるとした上、予め株主に対して周知することを前提に、バーチャル出席者は、議案の修正動議などの実質的動議については棄権、議長不信任の動議などの手続的動議については欠席として取り扱うことが考えられるとされている。もっとも、手続的動議については、バーチャル出席者を含む出席株主の議決権により採否を決定するとした上、実務上よく行われているように、大株主から包括委任状を予め取得しておくことで対応可能な場合が多いであろう。また、実質的動議についても、事前の書面又は電磁的方法による議決権行使により議案の賛否が決している場合は、バーチャル出席者による議決権行使を認めることを前提に、原案と一括採決することで対応可能な場合も少なくないと思われる。

5. 議決権行使

出席型バーチャル総会の最も大きな特徴は、バーチャル出席者が株主総会場で議決権を行使できる点にあるので、出席型バーチャル総会においては、それを可能とするシステム体制を整備することに加え、バーチャル出席者による議決権行使の取扱いを予め整理しておくことが必要となる。例えば、バーチャル出席者が事前に書面又は電磁的方法により議決権行使をしていた場合の取扱いが問題となるが、実施ガイドでは、株主総会での議決権行使が事前の議決権行使に優先することを前提に、無効票をできるだけ増やさないため、バーチャル出席したものの採決のタイミングで議決権行使が確認されなかった株主については、事前の議決権行使の効力が維持されることも考えられるとされている。なお、そのような取扱いとする場合は、予め招集通知等により株主に周知することが必要とされている。

また、委任状勧誘が行われるなど、株主総会での議決権行使の結果が議案の賛否に直接影響するような場合は、バーチャル出席者による議決権行使の結果を適時かつ正確に把握するシステムを整える必要が生じる。そのような場面では、前述のなりすましを防止するためのシステムを整備することも検討する必要があると考えられる。このように、委任状勧誘が行われているような状況下で出席型バーチャル総会を実施することには実務上検討すべき課題が少なくないと思われる。それでも実施する場合には、出席型バーチャル総会のプラットフォームを提供

するベンダーとも入念な協議と準備が必要になる。

6. 通信障害

出席型バーチャル総会を実施するためには、株主総会の会場とインターネットにより視聴する株主との間で情報伝達の双方向性と即時性が確保されている必要があることから、それを妨げるような通信障害が発生した場合の対策を講じておく必要がある。この点について、実施ガイドでは、会社が経済合理的な範囲でサイバーセキュリティ対策を導入すること、招集通知やログイン画面においてバーチャル出席を選択した場合の通信障害の可能性を告知すること、株主が株主総会にアクセスするための必要となる環境や手順について通知することが必要であり、そのような対応を講じている場合は、会社側の通信障害により株主がインターネットにより株主総会の審議又は議決に参加できなかったとしても、株主総会の決議取消事由に当たらないと解することも可能とされている。

「ほぼ」バーチャル総会の可能性

前述のとおり、出席型バーチャル総会は、理論上、物理的会場における株主総会に取って代わりうるものだが、会社法上、株主総会の招集に際して株主総会の場所を定めなければならないとされている（会社法 298 条 1 項 1 号）こと等に照らし、物理的な会場を伴わない株主総会の開催は解釈上困難とされている。したがって、株主総会の全てをオンラインで開催することは認められず、実施ガイドもこのような立場を前提とするものである。もっとも、出席型バーチャル総会の実施においては、例えば、会社の会議室を株主総会の場所とした上、議長がそこで議事を主宰する方法により株主総会を実施するなど、物理的会場の規模をできる限り縮小した「ほぼ」バーチャル総会の可能性も理屈の上では完全に否定されるものではないと考えられる。

この関係では、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて経済産業省と法務省が公表している「株主総会運営に係る Q&A」（以下「総会 Q&A」）⁹において、「新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、やむを得ないと判断される場合には、合理的な範囲内において、自社会議室を活用するなど、例年より会場の規模を縮小することや、会場に入場できる株主の人数を制限することも、可能」であり、「その結果として、設定した会場に株主が出席していなくても、株主総会を開催することは可能」とされている点が注目される。また、その場合に、「株主総会に出席を希望する者に事前登録を依頼し、事前登録をした株主を優先的に入場させる等の措置をとることも」可能とされている。したがって、株主総会の実施により新型コロナウイルスの感染が拡大する懸念がある特殊な状況下においては、このような方策とインターネットを利用することにより「ほぼ」バーチャル総会を実施することも否定されるわけではないといえる。他方で、総会 Q&A では、「事前登録を依頼するにあたっては、全ての株主に平等に登録の機会を提供するとともに、登録方法について十分に周知し、株主総会に出席する機会を株主から不公正に奪うものとならないよう配慮すべき」とされている点には留意が必要である。

また、実施ガイドでは、出席型バーチャル株主総会に関する基本的な考え方として、物理的な開催場所を伴うリアル株主総会の開催に加えて、追加的な出席手段を提供するものであり、株主は常にリアル株主総会に出席する機会が与えられている点に留意が必要とされている。リアル株主総会に出席している株主とバーチャル出席している株主との出席態様の違いを踏まえ、事前に周知することを前提にバーチャル出席者からの質問や動議についてリアル出席者との比較で一定の制限を設けることが許容されるのも、株主にはリアル株主総会に出席する機会があることが所与の前提となっている。したがって、物理的会場の規模を縮小した結果株主がリアル総会に出席する機会を実質的に奪うようなことがないよう留意する必要がある。加えて、「ほぼ」バーチャル総会においては、質問権や動議を提出する権利を含め、バーチャル出席者に対してリアル出席者と同等の権利や機会を確保し、その制限は必要最小限に留めることが望ましいと考えられる。このように、「ほぼ」バーチャル総会の実施は不可能でないものの、その実施には実務上の課題が伴うといえる。

今後の展望

新型コロナウイルスの感染拡大を受けてバーチャル総会の実施を検討する中で、図らずも株主総会の意義や在り方が改めて問われることになっている。出席型バーチャル総会の実施にあたり実務上検討すべき課題は少なくない

⁹ https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html

ものの、それにより株主総会運営における会社の実務上の負担が軽減される、株主総会を通じた会社と株主・投資家との間の建設的対話を更に促進できるといった具体的なメリットが期待できるのであれば、出席型バーチャル総会を実施することも十分検討に値すると思われる。会社及び株主・投資家の双方にとって望ましい方向で今後実務上の取扱いと工夫が集積することが期待される。

[執筆者]



濱口 耕輔（弁護士・パートナー）

kosuke_hamaguchi@noandt.com

主な取扱分野は、M&A、企業再編、コーポレート・ガバナンス、危機管理・不祥事対応等。海外での経験を活かし、国内外の企業を代理して、数多くのクロスボーダー案件に携わっており、とりわけ、戦略的 M&A・提携に数多くの経験を有している。コーポレート・ガバナンスや M&A に関する論考も多数発表している。Best Lawyers による The Best Lawyers in Japan 2021 において、Corporate and M&A Law 分野で選出。

【NO&T Corporate Legal Update 創刊のご案内】

当事務所では皆様の日々の業務にお役に立てるように M&A やその他コーポレートにまつわる様々な法律実務上のトピックを「NO&T Corporate Legal Update」と題しまして、ニュースレターとして配信させていただくこととしました。創刊号となる第 1 号は、「新 M&A 指針公表後の実務動向」と題して、この NO&T Client Alert を受信された方に 5 月 8 日の配信を予定しております。是非ご参照ください。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約500名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガル・サービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Client Alert の配信登録を希望される場合には、<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<client-alert@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいますようお願いいたします。